

国民健康保険税に関するお知らせ



問い合わせ 保険年金課（内線266）

令和4年度国民健康保険税納税通知書を送ります

発送日 **7月8日(金)**

第1期分の納期限 **8月1日(月)**

医療分の均等割額が引き上げられます

国民健康保険税の均等割額の「**医療分**・**後期高齢者支援金等分**（後期分）・**介護分**」のうち、**医療分**の均等割額が改正されました。

	令和3年度(改正前)	令和4年度(改正後)
医療分 + 後期分 (40歳未満または65歳以上の方)	医療分 20,000円	医療分 25,900円
	後期分 9,500円	後期分 9,500円
	合計 29,500円	合計 35,400円
医療分 + 後期分 + 介護分 (40～64歳の方)	医療分 20,000円	医療分 25,900円
	後期分 9,500円	後期分 9,500円
	介護分 12,500円	介護分 12,500円
	合計 42,000円	合計 47,900円

法改正により課税限度額が引き上げられます

国民健康保険税額を算出する際の世帯課税限度額が改正されました。

世帯課税限度額	令和3年度(改正前)	令和4年度(改正後)
医療分	63万円	65万円
後期分	19万円	20万円
介護分	17万円	17万円
合計	99万円	102万円

未就学児の

均等割額を軽減します

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、**国民健康保険**に加入している**未就学児**の均等割額（低所得者軽減が適用されている世帯については軽減後の均等割額）の**5割を軽減**します。 ※申請は不要です

国民健康保険税の

減免について

新型コロナウイルス感染症により、次の①または②に該当する世帯は、国民健康保険税が減免となる場合があります。

①**世帯主**（主たる生計維持者）が**死亡**または**重篤な傷病**を負った世帯

②**世帯主**（主たる生計維持者）の**事業収入**などが前年の**当該事業収入**などの**10分の3以上減少**した世帯

詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

新しく会社の健康保険などに加入した方へ

国民健康保険をやめる 手続きをお願いします

新たに社会保険などに加入した場合は、国民健康保険をやめる手続きが必要です。**会社側では一切ありませんので、必ずご自身で届出をお願いします。**対象者全員分の、新たに加入した健康保険の保険証（コピー可）と国民健康保険の保険証（原本）が必要です。

国民健康保険をやめる手続きは、保険年金課、美笹支所、戸田公園駅前出張所の窓口や、郵送でも可能です。



詳しくは
市ホームページを
ご覧ください